

西郷村温泉を活用した健幸づくり基本構想策定支援業務委託事業者評価基準

1 基本事項

西郷村温泉を活用した健幸づくり基本構想策定支援業務を委託する事業者を公募し、審査委員会により選考し決定する。

審査点は、別紙「西郷村温泉を活用した健幸づくり基本構想策定支援業務委託事業者 採点表」（以下、「別紙採点表」という。）に従い採点を行う。

2 配点

評価項目に100点を配分し、満点を100点とする。

3 審査点の算出

西郷村温泉を活用した健幸づくり基本構想策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会の審査委員は、別紙採点表の評価区分に基づき評価する。（各区分の計は四捨五入により整数とする。）

審査点は、採点者の点数を平均し算出する。（小数点以下の点数は切捨てる。）

4 評価の方法

- （1）選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- （2）最も高い採点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、審査委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者候補者を選考する。
- （3）審査委員会の採点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。